

	名称 役員等報酬規程	分類番号 S-2203
沿革 平成29年4月1日 初版発行 令和2年6月14日 別表の改正	承認機関 評議員会	
	配布先	本部 評議員 理事 監事

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人おおぎだ（以下「当法人」という。）の評議員及び役員並びに苦情解決第三者委員等（以下「役員等」という。）が、当法人の求めにより業務を行った場合の報酬について定めることを目的とする。

(定義)






第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、当法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会が提出した議案等の説明のため評議員会に出席した場合も同様とする。ただし、同日に併せて当法人の業務を行った場合においても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日に併せて当法人の業務を行った場合においても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

理事長	施設長				管理		担当
							

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が理事会（出席）以外の日において、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬は支払わないものとする。また、同日に併せて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、当法人及び施設の指導検査への立会並びに監査の業務にあたった場合及び施設の運営状況の指導にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(苦情解決第三者委員の業務報酬等)

第6条 苦情解決第三者委員が、当法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 苦情解決第三者委員が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同一日に1項の苦情解決業務行われた場合であっても、苦情解決業務に係る報酬を支払わないものとする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、当法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は、実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員には、この規程を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第9条 役員等の職務証跡資料は議事録とする。

2 法人の業務を遂行するために勤務した場合で職務証跡となる議事録等の

資料がない場合は、勤務日ごとに、別紙様式1の用紙に出勤時間及び退勤時間を記入押印するものとする。

(報酬等の支払い方法)

- 第10条 報酬の支払いは、前月21日から当月20日までに発生した報酬額を当月末日に金融機関の口座に振り込む方法により支払うのを原則とする。
- 2 報酬の支払いの頻度が少ない者に対しては、その都度現金で支払うことができるものとする。
 - 3 報酬の支払額は、原則として、源泉所得税額を控除した額を支払う。
 - 4 報酬対象となる月平均の出勤日が、1回を超えると予測される場合は、準職員扱いとし、支払日ごとに別表2により積算した額を支払う。

(改正)

- 第11条 本規程の改正は、理事会の議決を経たのち、評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。ただし、本規程を適用する役員等は、平成29年4月1日以降に就任した役員等とする。

(評議員会承認：平成29年6月16日)

この規程は、令和2年6月14日より施行し、令和元年8月より適用する。

(評議員会承認：令和2年6月14日)

別表1 (日額)

名 称	報酬 (源泉徴収後)	実費弁償費
理事会出席報酬等 ^{※1}	10,000 円	1,500 円
評議員会出席報酬等	10,000 円	1,500 円
監事の理事会及び評議員会出席報酬	10,000 円	1,500 円
苦情解決第三者委員の 理事会及び評議員会への出席報酬	10,000 円	1,500 円

※1 理事長の理事会出席報酬の支払対象月数と、別表2の理事長業務報酬の支払対象月数を加算した月数の平均が1回/月以下となることが予測される場合は、本表に記載する報酬額並びに実費弁償費を支払い、理事会出席報酬の支払対象月数と、別表2の理事長業務報酬の支払対象月数を加算した月数の平均が1回/月を超えることが予測される場合は、1日当たりの報酬額は、10,000円とし、所得税は、別表2の報酬額と合算した額に应ずる額とする。また、実費弁償費は職員の通勤手当に準ずる額とする。

別表2 (日額)

名 称	報酬 (源泉徴収後)	実費弁償費	
理事長業務報酬等 (含指導検査立会) ^{※1}	15,000 円	職員の通勤手当に準ずる	
理事及び評議員業務報酬等 (含指導検査立会)	10,000 円	1,500 円	
監事業務	監査業務、指導検査立会	18,000 円	1,500 円
	運営指導	10,000 円	1,500 円
苦情解決第三者委員会関連業務	10,000 円	1,500 円	

※1 別表1の理事会出席報酬の支払対象月数と、別表2の理事長業務報酬の支払対象月数を加算した月数の平均が1回/月以下となることが予測される場合の1日当たりの報酬額は、15,000円とし、実費弁償費は1,500円とする。

別表3 (日額)

旅費	宿泊費	報酬 (源泉徴収後)	その他
実費	20,000 円以下	15,000 円	実費

役員等の出退勤管理表（ 年 月分）

月 日		曜日	出勤時 間		退勤時 間	印	内容等	支給額 (事務局記 載)
	21		:		:			
	22		:		:			
	23		:		:			
	24		:		:			
	25		:		:			
	26		:		:			
	27		:		:			
	28		:		:			
	29		:		:			
	30		:		:			
	31		:		:			
	1		:		:			
	2		:		:			
	3		:		:			
	4		:		:			
	5		:		:			
	6		:		:			
	7		:		:			
	8		:		:			
	9		:		:			
	10		:		:			
	11		:		:			
	12		:		:			
	13		:		:			
	14		:		:			
	15		:		:			
	16		:		:			
	17		:		:			
	18		:		:			
	19		:		:			
	20		:		:			